

国総観事第122号の3

平成20年6月30日

都道府県知事 殿

国土交通省大臣官房総合観光政策審議官

「企画旅行に関する広告の表示基準等について」の一部改正について

「企画旅行に関する広告の表示基準等について」(平成17年2月28日国総旅振第387号)の一部を下記のとおり改正するので、了知されたい。

また、本件については、別添(写)のとおり、(社)日本旅行業協会及び(社)全国旅行業協会に対し、傘下会員に対する周知徹底方要請したところであるが、両協会非加盟の第2種旅行者、第3種旅行者及び旅行者代理業者に対しても周知徹底するよう、よろしく取り計らわれたい。

記

「3 企画旅行契約に係る取引条件の説明に使用する書面の記載事項について(法第十二条の四、施行規則第二十五条の三関係) (7)「(5)に掲げる対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの」について(施行規則第二十五条の三第一号ホ)」中、「、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限る。)」を削る。